

請求の範囲

- [請求項1] ドライアイを治療するための、(E)－2－(7－トリフルオロメチルクロマン－4－イリデン)－N－(7－ヒドロキシ－5, 6, 7, 8－テトラヒドロナフタレン－1－イル)アセトアミド、又はその薬学的に許容可能な塩若しくは溶媒和物を含む、組成物。
- [請求項2] (E)－2－(7－トリフルオロメチルクロマン－4－イリデン)－N－(7－ヒドロキシ－5, 6, 7, 8－テトラヒドロナフタレン－1－イル)アセトアミドが、(E)－2－(7－トリフルオロメチルクロマン－4－イリデン)－N－((7R)－7－ヒドロキシ－5, 6, 7, 8－テトラヒドロナフタレン－1－イル)アセトアミドである、請求項1に記載の組成物。
- [請求項3] 前記ドライアイは、自覚症状を伴うものである、請求項1又は請求項2に記載の組成物。
- [請求項4] 前記ドライアイは、乾燥に伴う眼不快感を伴うものである、請求項3に記載の組成物。
- [請求項5] 前記ドライアイは、他覚症状を伴うものである、請求項1又は請求項2に記載の組成物。
- [請求項6] 前記ドライアイは、自覚症状および他覚症状を伴うものである、請求項1又は請求項2に記載の組成物。
- [請求項7] 前記(E)－2－(7－トリフルオロメチルクロマン－4－イリデン)－N－(7－ヒドロキシ－5, 6, 7, 8－テトラヒドロナフタレン－1－イル)アセトアミド、若しくは(E)－2－(7－トリフルオロメチルクロマン－4－イリデン)－N－((7R)－7－ヒドロキシ－5, 6, 7, 8－テトラヒドロナフタレン－1－イル)アセトアミド、又はそれらの薬学的に許容可能な塩若しくは溶媒和物の濃度が、約0.1～約1.0w/v%である、請求項1～6のいずれか1項に記載の組成物。
- [請求項8] 点眼剤である、請求項1～7のいずれか1項に記載の組成物。

- [請求項9] 懸濁液である、請求項1～8のいずれか1項に記載の組成物。
- [請求項10] 前記ドライアイは、涙液減少型ドライアイである、請求項1～9のいずれか1項に記載の組成物。
- [請求項11] 眼不快感の自覚症状が認められ、ドライアイと診断された患者に、前記組成物を投与することを特徴とする、請求項1～9のいずれか1項に記載の組成物。
- [請求項12] (E)－2－(7－トリフルオロメチルクロマン－4－イリデン)－N－(7－ヒドロキシ－5, 6, 7, 8－テトラヒドロナフタレン－1－イル)アセトアミド、又はその薬学的に許容可能な塩若しくは溶媒和物を含む、V_i/V_c領域阻害剤。
- [請求項13] (E)－2－(7－トリフルオロメチルクロマン－4－イリデン)－N－(7－ヒドロキシ－5, 6, 7, 8－テトラヒドロナフタレン－1－イル)アセトアミドが、(E)－2－(7－トリフルオロメチルクロマン－4－イリデン)－N－((7R)－7－ヒドロキシ－5, 6, 7, 8－テトラヒドロナフタレン－1－イル)アセトアミドである、請求項12に記載のV_i/V_c領域阻害剤。
- [請求項14] 乾燥に伴う眼不快感を抑制するための、約0.3～約1.0w/v%の(E)－2－(7－トリフルオロメチルクロマン－4－イリデン)－N－(7－ヒドロキシ－5, 6, 7, 8－テトラヒドロナフタレン－1－イル)アセトアミド、又はその薬学的に許容可能な塩若しくは溶媒和物を含む懸濁液。
- [請求項15] (E)－2－(7－トリフルオロメチルクロマン－4－イリデン)－N－(7－ヒドロキシ－5, 6, 7, 8－テトラヒドロナフタレン－1－イル)アセトアミドが、(E)－2－(7－トリフルオロメチルクロマン－4－イリデン)－N－((7R)－7－ヒドロキシ－5, 6, 7, 8－テトラヒドロナフタレン－1－イル)アセトアミドである、請求項14に記載の懸濁液。